

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特集／ 福祉施設士のめざすもの

2020

04

April



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉 QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、令和2年5月現在、全国で約5,600名の有資格者がいます。

② 来たれリーダーたち！

日本福祉施設士会の設立から今日まで

～第44期「福祉施設長専門講座」を修了された皆様へ～

日本福祉施設士会 副会長 藤田 久雄
(社会福祉法人土佐厚生会 理事長)

⑥ 特集「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士として思うこと

社会福祉法人三愛荘 かおる園 施設長 高橋 豊

一人ひとりの尊い命を愛して、施設長の役割

社会福祉法人愛の泉 愛泉乳児園 施設長 住川 敏子

誰もが生きやすい社会となるように

社会福祉法人遊歩の会 理事長 橋口 幸恵

②1 DSWIスクエア

会創設40周年記念

第32回関東甲信越静ブロックセミナー茨城大会@水戸 開催報告

令和元年度近畿ブロックセミナー京都大会 開催報告

②5 あんてな

日本福祉施設士会 2～3月の活動報告

日本福祉施設士会 令和2年度事業計画

来たる リーダーたち!

「地域共生社会」の実現を目指し、国においては、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創っていくための政策が進められている。

こうした中、地域における施設福祉と地域福祉の推進に貢献するリーダーとして、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で活躍するために福祉施設士に求められる視点や、福祉施設士が日頃推進している取組実践等について紹介する中で、今後の福祉施設士としての活動の方向性について考えてみたい。

「日本福祉施設士会の設立から今日まで」

～第44期「福祉施設長専門講座」を修了された皆様へ～

日本福祉施設士会 副会長 **藤田 久雄**
(高知県)
社会福祉法人士佐厚生会 理事長
(障－32期 No.4334)



第44期「福祉施設長専門講座」を修了された皆様、この度はおめでとうございます。福祉施設長の資格として最も専門性の高い「福祉施設士」資格を取得され、高度な施設運営管理者として、また日本福祉施設士会の会員としての活動のスタートラインに立たれたわけです。この日本福祉施設士会は、事業種別の縦割りは一切なく、他の組織団体とは一線を画した種別横断組織であり、施設長・施設長に準ずる管理者の自己研鑽を目的としていることが最大の特徴です。つまり「福祉施設士資格」は、取得

することが目的ではなく、継続した学びを旨としていることから、日本福祉施設士会の組織活動に対して各々が積極的に参画していくことが福祉施設士資格の知名度・認知度向上にもつながります。

我々日本福祉施設士会の目的は、運営内規の第2条で「社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知に資する

ことを目的とする」と謳われています。

平成24年度には、運営内規にある目的と「日本福祉施設士会倫理綱領」の内容の具体的な実践の実現のために「6つの姿勢と12の行動」を策定し、福祉施設士の行動原則を示しました。これは、社会経済情勢や、地域における福祉課題・生活課題等の変化をふまえたうえで、福祉施設士が担うべき役割として**利用者・社会・**

組織、そして職員・地域・自己という6つの姿勢を掲げ、求められる行動実践の内容として、具体的に12項目をまとめるなど、会員一人ひとりの自覚的な行動を促すための指針として策定されました。さらには、平成27年の3月、全国社会福祉協議会におきまして、当時の日本社会事業大学理事長の潮谷義子委員長を中心としてとりまとめられた「福祉施設長のあり方に関する

「日本福祉施設士会倫理綱領」

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

1. 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
2. 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
3. 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
4. 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)
(平成21年3月18日 一部改定)

「福祉施設士行動原則」

(平成25年3月14日決定)

- ・ 社会・経済情勢や、地域における福祉課題・生活課題等の変化をふまえ、
- ・ 「福祉施設士」が担うべき役割と、求められる実践をまとめ、会員一人ひとりの自覚的な行動を促す指針。

<p>1. 利用者への姿勢</p> <p>行動①安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する</p> <p>行動②利用者の権利を尊重した支援を展開する</p> <p>2. 社会への姿勢</p> <p>行動③透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める</p> <p>行動④公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める</p> <p>3. 組織への姿勢</p> <p>行動⑤サービスと組織の改善を続ける</p> <p>行動⑥新たな課題に挑戦する</p>	<p>4. 職員への姿勢</p> <p>行動⑦福祉人材の育成に努める</p> <p>行動⑧働きがいもてる職場を作る</p> <p>5. 地域への姿勢</p> <p>行動⑨地域の福祉課題に積極的に取り組む</p> <p>行動⑩関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う</p> <p>6. 自己への姿勢</p> <p>行動⑪学びを続けることで自己の成長をはかる</p> <p>行動⑫実践を重ねることで信頼を積み上げる</p>
--	---

る検討会」の報告書が整理されるなど、これらが読み込まれた「変革のなかの福祉施設長(全国社会福祉協議会のブックレット⑥)」を拠り所とした福祉施設士の各地域における更なる活動が期待されているところです。

この日本福祉施設士会も昨年、発足から40周年を迎えましたが、会員数においては、1999(平成11)年度の1,739人をピークに減少がはじまるなど、会員・関係者一同大変危機感を抱いているところです。退会者は高齢を理由とする方々や定年退職者が多数を占めるなど、会員本人の死亡も含め、毎年100名前後の方々が退会しているという現実があります。加えて一部の専門講座の受講者にとっては、「福祉施設士資格」の取得のみが目的であることから、継続の学びを不要としており、これにまして組織活動への不参加が常態化してしまうことになれば、福祉施設士会の存在意義そのものが否定されかねません。本会の発足当初には、「福祉施設長の質向上を図るためには、資格取得時のただ一度の学びでは十分ではなく、むしろ今後における継続的な学びが必要である」との問題意識がありました。そのような中で、昨年度は、久方振りに減少率が縮小され、現在の日本福祉施設士会の会員数は、2020年2月5日現在で1,012名となっています。ここにきて、新たな資格取得者の方々の高い意識と行動力が伺えるようになりました。一方、社会環境においては、2025年問題を柱とした社会保障関連分野における人材不足や介護保険費用の急増に伴う様々な問題が顕在化されるなど、福祉施設長の皆様におかれましても、大きな危機感が広がってきています。

日本福祉施設士会は、創設時より、施設種別を横断した会員で構成するとともに、福祉施設の経営管理と質的向上に進んで責任を負い、専門職としての自己の向上に勤しむことを前提と

しています。そもそも、管理者の資格基準を定めて水準を引き上げるべきとの議論が、民間社会福祉施設関係者によって進められてきたのが福祉施設士及び日本福祉施設士会の創設経緯となっています。1976(昭和51)年度より「福祉施設士講習会(現在の施設長専門講座)」が開始されたことにより、修了者は「福祉施設士」として全国社会福祉協議会会長名で資格(民間ライセンス)を付与する仕組みがつけられました。以降今日まで実に5,600名を超える福祉施設士を輩出してきたことは当会の誇りであり、当会は社会福祉施設の施設長にとっての最高位の資格をもつ施設経営の専門組織となっています。

福祉施設士の重要な役割は、積極的な人材育成、人的資源への投資です。人材育成は、その重要性を理解しながらも、具体的な取り組みが難しい分野です。私の法人でも、次世代の育成に対しては十分な取り組みができておりませんでした。今は人材を増やし、配置人数を増やし、育てようとしていますが、短時間でできるものではありません。時間をかけて教育し、私たちがこれから活躍する人たちを引っ張っていく。そのためには、今の若い人たちはどういう環境で育てられた人たちなのか理解する必要があります。ジェネレーションギャップを埋めることに至っては、彼らが生きてきた時代や育成環境を理解しながら、私たち自身も助言指導の手法を変えていかななくてはなりません。若い人には、褒められて育つ人、叱られて育つ人、それぞれがいます。人材育成の場面でもそれぞれの場に応じた指導が求められる個別ケアの時代に、もう既になっているということです。

さて、皆様は「電話恐怖症」というものをご存知でしょうか。携帯電話やスマートフォンの普及により、若い人たちは自宅での固定電話に出る機会がまったくありません。見知らぬ人からの電

話には出られないし、もちろんかけることもありません。コミュニケーションの手段はもっぱらメールやSNSに留まっていることから、「電話をかけてきた人は誰なのか」「誰にかけてきたのか」「何の用事なのか」考える必要はまったくありません。そのようなことから、そのまま社会に出てしまうと、いきなりの恐怖感を自覚させられます。電話応対において「電話をかけてきた相手の名前を聞き取る」「用件は何なのか」「誰につなぐのか」という行為が理解できず、電話に出ることが怖くなってしまいます。最初に失敗したことから、トラウマになり、さらに電話応対を避けるようになってしまいます。だからと言って、電話を使用したコミュニケーションを避けてとおることはできません。電話のかけ方・受け方によって、事業所の印象は特に大きく左右されてしまいます。当然のことながら、外部からのコミュニケーション手段としての入口になっていますから、ことは重大です。いったい「何が分からないのか?」「何が不安なのか?」一つ一つに丁寧に寄り添っていくなど、我々施設長自身が今までの認識を変える必要があるということです。

ガバナンスにおいては如何でしょうか。施設長は実際の現場で何が行われているか把握出来ているのでしょうか。法人の理念、施設の情報が末端まで適切に伝わっているのでしょうか。経営理念についても、施設長自らが解りやすく現場に説明出来ていますでしょうか。トップの考えが現場まで浸透して、施設が良い方向に向かっているのでしょうか。或いはステークホルダーからの苦情があるのに聞いていないところはないでしょうか。施設長はこの点について特に注意が必要になります。

社会福祉事業の真のやりがいについては、どう捉えるべきでしょうか。我々事業者は、利用者様より対応の不手際によるお叱りを受けることが多々あります。そのたびに力不足を痛感いたし

ます。一方で、支援に対する感謝のお言葉もいただき、これが励ましとなり、スタッフのモチベーションが上がります。その折々の場面で職場風土を高めるべく誘導していくのが我々福祉施設士たる施設長の重要な役割です。福祉の仕事とは、相手に関心を持ち、相手の立場に立って考えることから始まります。このことを他者意識といいます。相手の立場に立つということは、相手の真意をくみ取ることであり、プロの支援者としては「耳で聞くのではなく、心で受け止める。」と言うことが必要となります。ひいてはこれらが支援者自身の学びと気づきにも至ります。ですから自らの経験を通じて心の引出しを増やし、様々な場面場面でどう判断し、どう行動するのか。個々の支援者には求められる感性と想像力を磨くべく、時には行動をも修正しながら克己心を養います。克己心とは、「感情や欲望に流されず冷静な判断ができること」をいいます。そしてさらにスタッフ間のベクトル(方向性)を合わせることで、プロの対人援助職として調和をはかり、支援に対する功績と責任は、チーム全体で分ちあえるという喜びにつながります。福祉の職場は実は人として成長させてもらえる唯一無二の存在なのかもしれません。

福祉施設士たる施設長の使命として、習得した能力を駆使し、事業計画を通して具体的に法人の理念を実現させる。加えて、それぞれの施設における仕事のやりがいを施設長自らが発信しつづけていくことが、さらなる継続の学びにつながると私は信じております。

最後に、福祉業界で既にご活躍をされておられます皆様が、あえて自己研鑽に励むべく、新たな時代を切り開くリーダーとして、日本福祉施設士会の扉をたたいてくださいましたことに敬意を表しますとともに、関係者一同心より歓迎をいたします。日本福祉施設士会のさらなる発展のために、互いに切磋琢磨してまいりましょう。

「福祉施設士のめざすもの」

本特集では、前号に引き続き「福祉施設士のめざすもの」について、施設長専門講座の第43期を修了され、新たに会員となった3名の皆さんに寄稿いただきました。

福祉施設長が地域と利用者に目を向けて取り組む実践や姿勢等について、多くの示唆にとんでおり、施設長の持つべき視点、実践の方向性として提示したい。

1. 福祉施設士として思うこと

社会福祉法人三愛荘 かおる園 施設長 高橋 豊

2. 一人ひとりの尊い命を愛して、施設長の役割

社会福祉法人愛の泉 愛泉乳児園 施設長 住川 敏子

3. 誰もが生きやすい社会となるように

社会福祉法人遊歩の会 理事長 橋口 幸恵

福祉施設士として思うこと

(群馬県)

社会福祉法人三愛荘

かおる園 施設長 **高橋 豊** (障 - 43期、No.5805)



1. 法人概要

三愛荘は、昭和31年に肺結核患者の社会復帰を支援する施設として発足した。その後、結核が完治するようになり、事業を精神薄弱者福祉へ転換することとなった。

昭和36年「社会福祉法人愛護会精神薄弱者援護施設三愛荘」となり、昭和48年には、入所者180名となった。平成15年には、社会福祉の制度改革に伴い、法人名も「社会福祉法人三愛荘」に変更した。

平成28年、渋川市社会福祉協議会の心身障害児通所施設を民営化移譲する話があり、社会福祉法人の務めとして、委譲に手を挙げ、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス



法人本部正門

事業として運営を開始した。

2. 事業紹介

第一種社会福祉事業

- ・障害者支援施設 清泉園・かおる園・さくら園(生活介護・施設入所支援)

第二種社会福祉事業

- ・短期入所事業
清泉園・かおる園・さくら園
- ・共同生活援助事業 第一若草寮
- ・特定相談支援事業 よりどころ
- ・児童発達支援事業 ひまわり園
- ・放課後等デイサービス事業
さんふらわあ
- ・保育所等訪問支援事業
ひまわり園(令和2年5月開始予定)

3. 三愛荘周辺の地域状況

三愛荘は群馬県のほぼ中央にあり、市街地と山間部の間に位置している。渋川市の人口は78,500人ほどで、今後30年で40%の人口減少が予想され、高齢者人口比率も高くなっていくと予想されている。

三愛荘がある地区は明保野地区と言われており、山間部に佇んでいる。同じ地区には、特



ひまわり園



中庭にて

別支援学校、精神科病院、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型、知的障害者施設、身体障害者施設などさまざまな施設や病院や学校が点在している。

4. 法人内の組織整備

社会福祉法人が、しっかりとした経営や運営ができているのか、また、公益的な取り組みがなされているのかを、社会から厳しく見てもらえるようになった。利用児者への療育や支援、サービスを、継続的に提供していくことが、法人の主な使命である。法人全体として、療育、支援、サービスの質を高めるための取り組みを行っている。

①第三者評価の受審

平成17年度に受審し、10年以上が経過した。そこで、令和元年度に第三者評価を受審し、

現状の施設のマニュアルや支援体制などについて、あらゆる面から審査してもらった。実際の業務としては、よくできているとお言葉をいただいたが、マニュアルについての不備等の指摘もいただいた。法人全体として使用しているマニュアルでもあるので、指摘していただいたマニュアルの見直しと訂正を行い、より生きたマニュアルとして整え、法人全体の療育、支援、サービスの質の向上と平均化を図っていく。

②人材マネジメントの導入

人材育成を、さらに強化していく目的で、職員を重要な経営資源とし、法人理念の実現や経営戦略の推進のために活用する人事戦略として、コンサルタントによる人材マネジメントを導入し、役割等級制度、評価制度、賃金制度の三本柱で運用していくこととなった。

人材マネジメントを取り入れる目標を「職員が生き生きと、やりがいを持ち、成長を感じ、納得して働き、それを法人の成長に如何につなげるか、そのための仕組み作りと運用」ととらえ、職員への十分な説明、納得の上で実施できるよう計画してきた。令和元年度はトライアル期間、令和2年度から本運用することとした。役割等級制度で、求められる職務内容を明確化し、職員が目的をもって働くことができる職場づくりに取り組むことで、職場の質の向上を目指している。

5. 公益的な取組

地域状況の中でも触れたが、同じ地域の中に、さまざまな施設、病院、学校がある。この地域の福祉関係者と共に、地域社会の中で価値を高めるための取り組みを行っている。

①NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会

平成18年2月より設立されたこの協議会に参加し、加入している。渋川市、吉岡町、榛東

村より身体、知的、精神障害者の相談に対応する障害者相談事業について委託を受けている。年に2回程の総会を行い、情報交換や共有をする場を設け、地域全体の社会福祉体制を整えている。

平成18年10月「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を開設した。加入事業所の出向職員により、相談を受け付けている。当法人からも2名の職員が出向している。

②群馬県ふくし総合相談支援事業所への登録

社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」を行うことを受け、群馬県社会福祉法人連絡会において、「群馬県ふくし総合相談支援事業」が創設された。この事業は、県内の社会福祉法人が参画し実施することとなった。参加する社会福祉法人は、「なんでも福祉相談員」を兼任配置し、分野を問わず、生活や福祉に関する相談を受け、自法人で対応できない相談については、この事業のネットワークを活用し適切な支援先へつなげることを目的としている。三愛荘も登録し「なんでも福祉相談員」を配置した。

6. 今後の取り組みについて

公益的な取組について、法人独自の取組は今のところできていない。同誌の記事で、沢山の法人さんが独自の努力や、地域を巻き込み、新たな事業の立ち上げ等の事例が紹介されており、当法人も、新たな公益的的事业に取り組む必要を感じる。高齢者が多い地域特性にマッチした取り組みを考え、まずは日常生活の小さな活動から始め、信頼関係を構築し、そこからさらに踏み込んだ活動に繋げていきたい。



なんでも相談室

7. おわりに

平成30年度から施設長に就任することとなり、責任と不安を感じていた。施設長として必要な能力や知識など習得することと、社会福祉法人に何が求められているのかを学ぶために施設長専門講座を受講した。社会福祉を取り巻く状況や制度等の情報についてアンテナを張り、他法人との情報交換などを行い、施設がより良い方向に進むように努めた。

受講後2年ほど経過した。施設入所サービスを利用している方や、地域からも信頼される施設となるように、福祉施設士行動原則に則って、行動しようと改めて思っている。

一人ひとりの尊い命を愛して、 施設長の役割

(埼玉県)

社会福祉法人愛の泉

愛泉乳児園 施設長 住川 敏子 (児 - 43期、No.5824)



はじめに

乳児院は、児童福祉法第37条に規定する児童福祉施設(入所施設)である。その目的は、保護された乳児(必要と認められる場合には就学するまでの幼児を含む)の養育と、乳児に関する家族からの相談、その他の援助を行うことである。

1947年の同法制定を契機に全国に設置されるようになったが、今日に至るまでの間、乳児院には家庭支援、地域子育て支援、里親支援など多くの社会的な期待が寄せられている。

1. 法人の沿革と理念

私どもの社会福祉法人「愛の泉」は、戦後もない1953年に設立認可された。これより前、1945年に現在の埼玉県加須市内で当時操業していた岡安ゴム工場内の工員宿舎に戦災孤児を収容する事業が、岡安寿々、岡安正庫、そして当法人の創設者で宣教師でもあったG・E・キョックリッヒらが中心となって開始され、1948年に戦後はじめて児童養護施設「愛泉寮」と保育所「愛泉幼稚園」を開設し、翌1949年には「愛泉乳児園」を開設した。また、時を同じくして日本基督教団「愛泉教会」も生まれている。法人設立後の主な活動については、表「法

人の歩み」に示したとおりである。

表 法人の歩み

1945年	愛泉寮を開設 戦災孤児の収容事業を開始
1948年	児童養護施設「愛泉寮」認可・保育所「愛泉幼稚園」開設
1949年	乳児院「愛泉乳児園」認可
1953年	社会福祉法人「愛の泉」設立認可
1958年	養護老人ホーム「愛の泉老人ホーム」開設
1981年	特別養護老人ホーム「愛泉苑」設立
1990年	「愛の泉デイサービスセンター」開設
1996年	地域交流ホーム「ふれあいホーム」竣工
1998年	児童家庭支援センター「愛泉こども家庭センター」認可 放課後健全育成事業「愛泉学童クラブ」開設 「高齢者ケアセンター」竣工
2000年	愛の泉老人ホームが新築移転し「あいせんハイム」と改名 愛泉寮に地域小規模児童養護施設「望みの家」設置
2002年	愛泉乳児園で病後児保育「テディベアハウス」を開始
2005年	愛泉乳児園の新園舎が竣工
2009年	ふれあいホームの「子育て支援センター」事業が認可
2017年	愛泉寮に一時保護所事業「愛泉いずみの家」を開設



今日は天気の良いので、これからお散歩です。
(背景にある建物は、当愛泉乳児園の園舎です)

当法人の積極的な事業活動の原動力となっている理念は、「基督教の信仰により、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する」という、創設者キュックリッヒ女史の遺志を継承する「真実な祈りと使命感」にほかならない。そして今年(2020年)、当法人は創立75周年を迎えることとなった。

2. 愛泉乳児園と目指す方向性

乳児院では、家庭での養育が困難になった乳幼児をお預かりし、家族に代わって保育士・看護師・栄養士・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理士などの専門のスタッフが昼夜を問わず養育を行っている。入所は児童相談所を通して行われるが、入所理由として母の精神疾患や虐待のケースが増加しており、警察からの夜間の緊急保護依頼も増加傾向にある。当園の特徴を少しお話すると、入所定員は40名で、2005年に県下に先駆けてユニットケアを取入れ、新生児を除く乳児から幼児の混

合による縦割り保育を一部屋8名までの小グループに分けて実践している。また、2017年には小規模グループホーム(なでしこの家、たんぼぼの家)を開設した。

当園の保育方針は基督教保育を基盤とし、調理・清掃・洗濯等を子どもたちの身近で行うなど家庭的養育を大切にしている。また、子どもたちの社会性・自立創作意欲を養うための情操教育として専門の先生を招き、音楽に合わせて身体を動かす「リズム遊び」や子どもたちの感性や想像力で自由に制作に取り組む「チャレンジアート」を定期的に取り入れている。一方、地域支援事業としては、未就園児のお子様と保護者を対象に開催する交流の場「ひよこ教室」、



わーい!アンパンマンだ(地域支援 ひよこ教室)

病後児保育事業である「テディベアハウス」、一時的にお子様をお預かりする「ショートステイ事業」、当園独自の里親支援事業として里親子と一緒に楽しめる里親サロン「びよびよクラブ」を定期的に開催している。

乳児院が目指すべき方向は、2007年に厚労省が発表した「新しい社会的養育ビジョン」に示されている。大きな柱として、乳児院の多機能化と里親委託の推進ということだが、多機能化を実現させるためには現行事業の合理化と人材確保、育成が必要不可欠な条件となる。また、里親委託については、より家庭環境に近いところで養育することの重要性から推進すべきと考えている。ただし、わが国と欧米諸国とでは文化、歴史、社会的価値観の相違があることから慎重に取組む必要がある。当園では多機能化への一環として、法人内で実施している類似事業の統合、地域支援事業の現行体制からの分離、増加している一時保護委託の受入れに、現行のユニットの一つを一時保護機能（感染防止のための一時的な隔離等）を備えた専用ユニットへと転用するなどの合理化を検討している。

3. 施設長の役割とは

乳児院は、これまでわが国独自の進化を遂げてきており、現在では変化よりも更なる充実を図

るべき成熟期を迎えているように思う。ところが国の政策転換が行われ、乳児院には「乳児の保護と家庭支援」、「里親委託と里親支援」、「地域子育て支援」を目的とした多機能化が義務付けられた。現代地域社会の多様なニーズへの対応に乳児院が選ばれた経緯については容易に想像し得ることだが、前政策の成果を検証することなく突如として発表されたことでの現場の混乱は小さくはなかった。しかしながら、この大役を担うことができる福祉施設は乳児院において他にはなく、動揺する職員を抑えつつも職員それぞれの力を信じて乳児院の新たな船出を決意した。

このような変化にどの様に対応し、多機能化をどの様に進めるかは、施設長に課せられた喫緊の重要課題となった。勿論、事業に応じて十分な人材が確保できるのであれば、課題の多くは即解決することだろう。しかし、現実と呼べど叫べども求めに応じてくれる人材は少なく、慢性化した人材不足が職員を不安にさせている。そこで、施設長のスタンスとして重要なことは、まずこの変化を冷静に受止め、自分なりに分析して乳児院の将来像をしっかりとイメージすることである。そして、その将来像をそれに至る道筋とともに職員にきちんと伝え、協力を求める必要がある。変化に対する職員の不安は、今後施設がどの様になるのか、自分の処遇はどうな



お風呂は気持ちがいいね。



るのかといったことなのである。

多機能化についても、新しい社会的養育ビジョンを単なる〔足し算〕で受入れようとしたのでは、人材が足りない、能力が追いつかないとパニックになるだけである。今般のような現在の体制では受入れ不可能と思われる事案に対しては、〔加減乗除〕をフルに活用した業務改善と〔新たな方程式〕をつくるような制度改革が必要となる。具体的には、成果の出ない事業は取止める、類似事業は統合する、分離すべき事業は分離して充実させる、対応可能な新体制を再構築する、そして額に汗して必要な人材を確保することである。今、乳児院の施設長の役割として最も重要なことは、「乳幼児総合支援センター」への移行であり、それに至る道筋をつけることであると思っている。

おわりに

私は乳児院の子ども一人ひとりのことを大切に思っている。保育士との愛着が形成される過程や成長していく様子を見ているのもとても楽しく感じている。そうした思いが私の行動に表れるのであろうか、いつの間にか職員の行動も私に似てきたように思える。私は職員とよく面談をしている。不平、不満を言う職員もいるが、それはそれでよいと思っている。子どもの養育現場では、そうした感情を出してほしくないと思うからである。また、現場にも頻繁に出向き、それぞれの職員に声がけもしている。安心して仕事に専念してほしいと思うからである。するとどうでしょう、職員が私の至らないところをサポートしてくれたり、私の思いを実現させようと努力してくれるようになった。私にとっては、「職員の働きやすい職場環境をつくること」が最も重要な役割だったようである。

誰もが生きやすい社会となるように

(長崎県)

社会福祉法人遊歩の会 理事長 **橋口 幸恵** (障 - 40期、No.5478)



1. はじめに

社会福祉法人遊歩の会は長崎県長崎市の東部地区にある。街の特徴といえば、海と山と坂が多い。長崎市内では「東長崎地区」と呼ばれ、当法人が所在する古賀町周辺は、昔栄えた造園業が多く「植木の里」として有名である。また、歴史的にはキリシタンの里であり、今は全く残っていないが複数の教会が立ち並ぶほど栄えた長崎の時代ごとの歴史を今なお残す重要な場所という自然と歴史に囲まれた地域である。市内でも人口が多い地域であり、介護施設、病院、福祉施設も多い。当法人は現在、長崎市所有の閉校になった高等学校の空き校舎を改築して法人本部・障害福祉サービス事業所と

して活用している。

2. 社会福祉法人遊歩の会について

法人が現在行っている事業

- ・障害福祉サービス事業
(生活介護・就労継続支援B型)
- ・放課後等デイサービス事業 3か所
- ・相談支援事業
- ・共同生活援助事業 ・短期入所事業



当法人は、私を含め、平成9年に障害のある学童期の子どもを抱える家族が地域の公民館に集まり、長期休暇中の余暇支援を行うために地域活動をスタートさせたのが始まりである。当時は親の会という任意団体で行っていた障害児への支援活動が、現在の事業の一つである放課後等デイサービスへと繋がっている。福祉サービスの制度が未だ乏しい頃だったが、重い障がいのある子どもの存在を広く社会へ知って欲しいという親の願いが一つにまとまり、それが社会を動かす原動力だと自分自身へ言い聞かせなが



校舎の面影が残る 施設外観



祝20周年記念の
集合写真



バスハイク (ハウステンボス) 集合写真

ら、親も子も地域との繋がりを求めて活動していた時代を経験してきた。

平成15年に「NPO法人障害児・者フリースペースの会遊歩」となり、現在の就労継続支援B型事業所の前身となる小規模作業所を開設した。名前の“遊歩”とは、障害のある女性のお名前を頂戴して命名したのだが、長崎の方言では“遊んでさるく(遊び回る)”という意味があり、障害があっても地域にどんどん出ていこう！という気持ちがこもっている。名前のインパクトもあってか、行政や地域の方々には多大なる理解と協力を頂き、現在行っている事業へと繋がって

いった。事業展開が進むうち、親の会の活動も縮小され法人主体への経営へと変わっていき、平成24年には念願の社会福祉法人を設立し、NPO法人全ての事業を引き継いだ。

当法人の基本理念は『楽しく生きる』である。「楽しく生きる」とは、簡単なようで実はとても難しいことではないかと思う。個性豊かな利用者の生きがいを見つけ出し、全ての利用者が楽しく幸せを感じる瞬間を一つでも多く感じてもらえるような支援を職員全体で考え、実践する力をつけていかなければならないと常に感じているところである。



陶芸作品



個性豊かな作品たち

3. 地域とのつながり

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組みについて、具体的に紹介していきたい。

(1) ゆうほまつり

地域住民とのふれあいの機会と当法人の事を知ってもらうため、年に1回開催している行事である。屋外では職員による飲食ブースの出店、事業所商品の販売を行う。利用者の家族会も飲み物ブースを出店し協力してくれている。隣接する体育館では地域の公民館で活動している文化活動(子ども書道教室、絵画教室)の作品展示や太極拳、二胡演奏、キッズダンス、エイサー等を披露してもらう。出品・出演された団体からは、日頃の練習の成果を披露できる良い機会だと評価を頂いている。

第9回
ゆうほまつり
令和元年12月7日(土)
10:30~15:30 小雨決行

出店コーナー
ポテト・ナゲット・フランクフルト
おでん・やきとり・カレー
うどん・おにぎり
おいしいものいっぱい

販売コーナー
ゆうほのお菓子
木工品・雑貨

イベントステージ
楽しい出し物が盛りだくさんのイベントステージ

先着50名様へ来場プレゼント

※駐車場：古賀極木センター
ピストンにて会場まで送迎します！

《お問い合わせ先》
社会福祉法人 遊歩の会
住所：長崎市古賀町949
TEL：095-838-6727
担当：山下まで

ゆうほまつりチラシ

(2) ボランティア・実習生の受け入れ

長崎市内外の社会福祉協議会へのボランティア受け入れ登録や、県内8大学で構成される学生ボランティア団体「やってみゅーでスク」への登録により、夏休み等の長期休暇中や学校休業日(土曜日)のボランティアを積極的に受け入れている。また、近所の主婦の方にも毎週1日ではあるが作業のお手伝いとして来てもらっている。顔馴染みのボランティアさんがその友人、子ども、お孫さんを連れて駆けつけてくれる事もある。最近はボランティア活動をしたいと高校生からの応募もあり、とても嬉しく感じる。様々な人との関わりの体験が障害のある方にとっては社会性を育む事に繋がり、事業所にとっても良い風通しの機会になっている。

短大生、大学生の学業としての実習受け入れも行う。単位取得のための実習ではあるが、約2週間程度の実習が終わる日には寂しいと泣く利用者さんと学生さんの姿がある。単に実習で終わるのではなく、このチャンスを就業に繋げられるような工夫が必要なのかなと感じる時もある。

(3) まちづくり

長崎市社会福祉協議会古賀支部が主催するまちづくり検討委員会に加入している。当法人は「社会参加・コミュニケーション部会」に所属し、地域内での人と人との繋がりに重点を置きあらゆる活動の機会を模索する会議を重ねている。まちづくりを具現化していく計画の第一段階として、平成30年11月に「第1回古賀町歴史さるく」を企画・実施した。50名程が参加し各所の歴史遺産を歩いて見て回った。歴史の研究をしている自治会長がガイド役を務め、長く地域に暮らしている人にとっても新たな発見が多くみられたイベントとなり好評であった。近々、第2回のまちあるきを実施する予定である。イベント

当日の参加賞として当法人内事業所で作っているお菓子を活用してもらい、商品PRの良い機会を得た。

4. 働きやすい職場づくりの課題と実践

「福祉は人なり」と言われるように職員の支援技術はもちろん、いかに利用者の立場、目線で物事をとらえる事ができるかが職員の質を問われるところである。当法人の利用者は重度心身障害者が多く、会話でのコミュニケーションが苦手な方が多い。発語が乏しくてもかすかな目の動き、表情、手足の反応で相手が伝えたい事を把握し適切な支援を行わなければならない。いわゆるノンバーバルコミュニケーション技術といわれるものであるが、支援員には観察力や洞察力が常に求められる。福祉サービス事業所が多数ある中、支援力に長けている職員が多数いる事が選ばれる事業所の特徴の一つだと思う。

この職員の支援力を育てるために、いかに働きやすい職場にするかが法人の課題である。

当法人は社会福祉法人になったのをきっかけ

に、就業規則や賃金規程の改正を行い、働きやすく休みやすい職場の環境改善に努めてきた。その成果もあり、平成30年に「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業(Nピカ企業)」として三つ星を認証された。また「女性活躍推進宣言登録企業」となり、女性も男性も誰もが働きやすい職場となるよう工夫改善を行った。次は若年層の雇用拡大と育成のために「ユースエール認定企業」の認定を受ける事を目標とし、更なる改善に努めたいと考えている。

5. さいごに

原稿執筆にあたり、福祉施設長専門講座で学んだことや提出したレポートを見返した。福祉施設士の資格を取り未だ間もないが、日常の煩雑な業務に追われて忘れかけていた、人材育成の重要性、計画的な経営、公益的な取組みについて学習をしたこと、また、実践していくことの大切さを改めて見つめ直す機会を頂いたことに感謝したい。まだまだ未熟だが、福祉施設士としての役割を果たし、誰もが生きやすい社会作りの一助となるよう日々精進したい。

平成25年3月14日

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

第1章 「福祉施設士」資格とは

(1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に発足しました。

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

(2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。

- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

(3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

○会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにとともに、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。

○加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたステークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以

外の主体による小規模なものが増えていきます。

○規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和すべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。

○以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

○福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。

○今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

会創設40周年記念 第32回関東甲信越静ブロックセミナー茨城大会@水戸 開催報告

第32回関東甲信越静ブロックセミナーを令和元年10月10日～11日の2日間、水戸市の「ホテルテラスザガーデン水戸」にて、関東甲信越静ブロックの各都県から125名の参加を得て開催した。社会福祉施設は、創設の理念のもとに、入所者へのサービス、地域住民への在宅福祉サービス、社会教育の場の提供など、社会福祉の持ち得る多くの機能に着目し、広く地域全体に向けて、福祉サービスを提供する使命を持つものであり、混迷する時代にあって、施設長としてのマネジメント力の向上を目的に「社会福祉施設長に求められるマネジメント力」をテーマとし開催した。

開会式では、茨城県福祉施設士会会長 菊池 義氏より歓迎のあいさつを行い、ご来賓として、茨城県保健福祉担当部長、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長、茨城県福祉施設経営者協議会会長、茨城県老人福祉施設協議会会長にご出席いただいた。交流会においても、多くの方のご参加をいただき、次期開催予定の東京都福祉施設士会会長 高橋 紘氏よりあいさつがあった。なお、セミナーの内容は下記のとおりである。

セミナーの概要

1日目

日本福祉施設士会会長 高橋紘氏の基調報告においては、「福祉施設士のキャリアパスを考える」と題して、資質の維持管理向上について、専門性とマネジメントについて、各講座研修、厚生労働省ポータルサイト等の活用について報告があり、これまでの経験を踏まえ、自らが社会に提供できる価値は何か、多様な人との関係を活用し活躍の場や活動の領域をこれまでより広げているか、持続的に続けるために必要な学びとは何か、経験等引き継ぐための学びについてお話があり、東京都福祉施設士会の取り組みについても報告があった。

茨城県出身で常総市の水害における災害ボランティア体験、仕事を通じ考えさせられた「人間とはー」と題した 羽田美智子氏記念講演では、家業の「雑貨店」経営を通して得た幼い頃の思い出や感じたことが今につながり、女優業の中で人との出会いが大きく自分を成長させてくれたこと。災害ボランティアの経験から、苦しい時も互いに尊重しながら、笑顔を忘れないことをモットーとして、人と付き合っていきたいとお話があった。

なめっち×エスムラルダ対談「LGBTが働きやすい職場、生きやすい地域社会」について。

滑川友理氏から、ご自身のことから多様なセクシュアリティについて、生まれた時の身体の性別、自ら思う心の性別、好意を持つ対象の性別等について説明があり、エスムラルダ氏との対談では、性自認、身体的性について、互いの自身の幼い頃からの思い、感性について具体的なお話があった。現在、滑川氏はNPO法人Rainbow茨城会長・介護福祉士・水戸市議会議員として、エスムラルダ氏は、ライター・脚本家・翻訳家としてそれぞれ活躍している。

石川明代氏によるDET 障害平等研修について、障害者差別解消法を推進するための研修で、障害者の社会参加や多様性にもとづいた共生社会を作ることを目的として、石川氏がファシリテーターとなり、差別・排除など社会にあるような障害を見抜き、それらを解決していくために周りの環境を皆で変えていくこと、意識の改革をもたらすことについて、事例を挙げながら具体的なお話があった。

2日目

元日本社会事業大学専門職学院教授 田島誠一氏の講演「ヒトは共感する力によって人間となった～共生社会を紐解く～」について、障害者等活躍支援、地域共生社会の実現について、障害者、難病患者、がん患者等もそ

れぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を支援していくこと。性的志向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めること。すべての人々が地域に暮らし、生きがいと共に創り高め合う地域共生社会を実現すること。あらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく、活躍できる地域コミュニティを育成、福祉と協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みを地域共生社会として構築すること。といった趣旨の講演があった。

独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンターシニアリサーチャー 千葉正展氏の講演について、これまでの福祉サービスは、対象ごとに整備されてきたが、制度が成熟化する一方、少子高齢化、単身世帯の増加が多様化複雑化する現代社会において、複合的ニーズを持つ者などが、適切な支援を受けられない状況が生じた。対象者の多くが地域から孤立したため、新しい包括的な相談支援システム、待ちの姿勢ではなく、対象者を早期にかつ積極的にアウトリーチの考えに立ち運営することが重要である。といった趣旨の講演があった。

令和元年度近畿ブロックセミナー京都大会 開催報告

日程 令和2年2月12日(水)～13日(木)

場所 キャンパスプラザ京都

令和元年度近畿ブロックセミナーは、社会構造の変化や地域社会の変容をしっかりと捉え、その使命をどのように果たしていくのかという趣旨で開催された。セミナー参加者数は74名(会員35名、非会員39名)と、多くの参加者を迎えることができた。

開会式では、主催者挨拶の後、京都府知事より来賓の挨拶を頂戴した。



基調報告では、日本福祉施設士会 高橋会長より「福祉施設士の認定制度を考える」と題し、人生100年時代の会員各自の個別計画、人生100年をこれからどう生きますか?今チャージしないで大丈夫?ということを経験者自身の話を含めてお話いただいた。福祉施設士資格の質の向上を目的とした認定制度の素案や福祉施設士の自己研鑽の見える化の必要性や、「福祉施設運営の質的向上」「福祉施設士の社会的認知」「地域の社会福祉力の向上」「施

設福祉と地域福祉の推進に寄与」などに「我がこと」として取り組む必要性を熱くご講演いただいた。



その後、日本パラ・パワーリフティング連盟理事長吉田進様による「パラ・パワーリフティング 知れば知るほど面白いディープなスポーツ」と題しご講演をいただいた。ご自身が競技された水泳やパワーリフティングからパラ・パワーリフティングの出会い、そして、障がいがあっても選手たちが前向きに取り組んでいる姿を映像からも学ぶことができた。また、パラ・パワーリフティング自体がまだまだ認知度が低いと感じておられ、パラ・パワーリフティングの見どころについても教えていただき、皆さん興味深く聞き入っていた。

講演2では、全国社会福祉協議会副会長 古都賢一様より、「地域共生社会における社会福祉法人への期待」と題し「地域包括ケアシステムの本質」「2025年問題」「2040年問題」

そして、2040年の社会をどう考えるか。都市部と小集落でそれぞれ異なる生活問題など、地域における福祉問題の構造を捉えなければならぬ。そのうえで、社会福祉法人が持っている多様な機能の地域展開が期待される。地域共生社会の実現に向けて、福祉施設士には、「施設」という枠組みを超えて、地域住民、多様な人材、組織の連携・協働を基盤に、法人や地域での新たな取り組みを創造する役割が期待されているのではないかと締めくくられた。

情報交換会では、始めの30分間、写真家の溝縁ひろし氏を迎え、「芸妓・舞妓の世界」と題して溝縁氏がカメラマンとして45年間見てきた花街の伝統美についてお話をいただいた。花街の歴史や年中行事、花街を支える職人さんなどを多くの写真を交えてたくさんの魅力に触れることができた。

翌日(13日)は近畿ブロックの活動報告を各府県より行った。どの府県も会員数が減少傾向にあり、活動の在り方に苦慮しているようであった。

講演3では、社会福祉法人素王会理事長・アトリエインカーブクリエイティブディレクターの今中博之(いまなかひろし)様より「社会を希望で満

たす働きかたーソーシャルデザインという仕事ー」と題してご講演をいただいた。取り組みの一つに同じ釜の飯プロジェクトがあり、アトリエインカーブ独自の障がいのある方の創作活動の支援や作品展示発表・作品販売などを学ぶことができる仕組みについては非常に興味深い話だった。また、障がいがあるということで「なぜ、彼らの作品は二束三文の扱いなのか。なぜ、彼らはそんな扱いを受け入れるのか」という言葉や「文化をふくみ得ない社会福祉はあり得ない」という言葉が印象に残る内容だった。



最後に、次期開催県の奈良県矢追会長から挨拶があり、二日間の日程を終了した。

あんな

日本福祉施設士会 2月～3月の活動報告

日付	内容
2月6日(木)	広報委員会
2月12日(水)～13日(木)	近畿ブロックセミナー京都大会(京都府・京都市)
2月14日(金)	調査研究委員会
2月18日(火)	生涯研修委員会
2月25日(火)	総務委員会
3月17日(火)	理事会(第2回) ※文書審議にて実施した。
3月17日(火)	代議員会(第2回) ※文書審議にて実施した。

開催報告

広報委員会 2月6日(木)

広報委員会では、①令和元年度広報事業の進捗状況報告、②令和2年度広報事業について検討を行った。特に②に関連して、会報「福

祉施設士」およびメールマガジンの企画について検討を行い、また、本会の魅力を発信する広報内容の充実について確認した。

近畿ブロックセミナー京都大会 2月12日(水)から13日(木)

DSWIスクエアの記事をご参照ください。

調査研究委員会 2月14日(金)

調査研究委員会では、①会の実施事業に関する評価等に係るアンケートの集計結果にもとづいた検討について、②施設長のための業務チェックリストの作成についての検討について行

う予定だったが、新型コロナウイルスの影響もあり、欠席者多数により延期することとした。

また、年度内の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、開催できなかった。

生涯研修委員会 2月18日(火)

生涯研修委員会では、①令和元年度生涯研修事業の進捗状況報告、②令和2年度生涯研修事業について検討を行った。②につい

て、参加者数が減少傾向にある中、プログラムの充実や、より一層の参加勧奨を図ること。施設長実学講座の2回分を地方で実施すること等

について、研修会日程案とともに第2回理事会

に提案することを確認した。

総務委員会 2月25日(火)

総務委員会では、①令和元年度事業の進捗状況および決算見込の報告、②令和2年度事業および予算について検討を行った。①に関

係した令和元年度補正予算について、②について、第2回理事会に提案することを確認した。

理事会(第2回) ※文書審議

同日に開催する代議員会(第2回)に上程する議案について確認する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文書審議にて

開催し、①代議員会に上程する議案に関連した資料の確認と、②代議員会を文書審議にて開催することについて確認した結果、了承された。

代議員会(第2回) ※文書審議

文書審議にて、以下の3つの議案を諮ったところ、全ての議案について承認された。

第1号議案：令和元年度補正予算(案)について

第2号議案：令和2年度事業計画(案)について

第3号議案：令和2年度予算(案)について

日本福祉施設士会 令和2年度事業計画

現在、「地域共生社会」の実現に向け、住民や関係者等の多様な主体がつながり、地域を共に創るための活動を推進している。福祉施設士には、法人や施設の運営とともに、これらの施策に積極的に取り組む実践者として力を発揮し、地域に積極的に貢献していくことが求められている。

昨年度会創設40周年を迎えたが、現在、組織の活力の低下、会員数の減少に直面しており、「福祉施設士」の認知度についても十分とは言いがたい現状にある。これらの課題を克服し、会の進むべき方向性を見据え、これまで以上に会員一人ひとりの実践力を高めるための研修の充実を図り、「福祉施設長」が社会全体の福祉向上に寄与しその成果を発信するという会本来の目標のために取り組んでいく必要がある。

本会ではこうした情勢認識に立ち、令和2年度は以下の事業に取り組む。

令和2年度事業の重点

(1) 会の今後のあり方についての検討の実施

会の現状について把握する実態調査等から、10年後を見越した会の活性化や今後の方向性について検討する。

(2) 生涯研修事業の見直し検討をふまえた事業の実施

研修会の地方開催について試行的に実施し、会員相互のつながりの強化とともに、参加者増や効果的な生涯研修事業の実施について取り組み、成果を得る。

(3) 組織体制と事業の見直し、財務状況の健全化にむけた取り組み推進

財務状況をふまえ、引き続き組織体制や事業全体の見直しについて検討を進め、事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 調査研究事業の充実

(1) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

昨年度から継続して、10年後を見越した会の今後のあり方について検討し、年度中に実施できるものはその具体化を図る。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」の今日的な役割の発揮について、社会福祉法人・福祉施設関係者に周知、理解促進を図り、もって資格と本会に対する社会からの認知向上を図る。

(2) 「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」の刊行

「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」をリニューアルして刊行し、施設長の業務の見える化を図り、もって施設長の資質向上に寄与する。

2. 生涯研修事業の推進

施設の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上

を目的とした研修会を開催する。本年度は、特に施設長実学講座について地方開催を実施し、参加者増や効果的な生涯研修事業の実施について取り組む。

(1) 施設長実学講座の開催(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

※テーマは仮称：内容本位

(第1回)「働き方改革と労務管理について」 ※開催を中止しました。

令和2年7月9日(木)～10日(金)

(第2回)「災害対策と危機管理について」

令和2年8月上旬

(第3回)「コミュニケーションとロジカルシンキング」

令和2年10月19日(月)～20日(火)

(第4回)「施設を守るための法務課題への対応と危機管理について」

令和2年11月12日(木)～13日(金)

(第5回)「基礎から学ぶ会計実務について」

令和2年12月7日(月)～8日(火)

会場は、第1回が仙台市、第2回が福岡市、その他は全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

(2) 第42回全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第42回全国福祉施設士セミナー」を開催する。

テーマ：「将来的に持続可能な施設運営について考える

～働き方改革に対応しつつ福祉サービスの充実を図るには～(仮称)」

開催期日：令和2年9月3日(木)～4日(金)

会場：東京都千代田区・灘尾ホール

定員：300名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。

(4) 研修事業参加促進策の検討・実施

福祉施設士の生涯研修への参加を推進する方策(ポイント制等)について検討し実施する。

3. 広報・情報提供体制の強化

各種制度・施策にかかる情報提供をはじめ、福祉施設の日常的な運営管理に活用できるマネジメント手法や、会員施設の実践と工夫点等を共有する。また、「福祉施設士」の活動成果を社会福祉関係者及び社会に周知する取り組みを強化する。

(1) 会報「福祉施設士」の発行(年間6号)

会報「福祉施設士」を隔月で発行する。テーマに沿った会員実践を特集として紹介するとともに、組織や地域の牽引役の自覚を高める「来たれリーダーたち(仮称)」や、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上をはかる「誌上講座」を連載する。また、ブロック・都道府県組織活動や本会事業についての情報提供を行う。会報は発行後、PDFファイルにてホームページで公開する。

(主な誌面構成)

○「来たれリーダーたち」

人・組織・地域の成長を導くリーダー像を描きながら、福祉施設士に求められる考え方や行動について有識者からの提言を行う。また、福祉施設士会の長所について紹介し、会員増につなげる。

○「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士への想いや具体的な取り組みなどについて、会員個々人の歩みを踏まえて発信する。

○「特集」

年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、会員実践をはじめ、福祉施設管理者に求められる共通的な知識・技術等を学ぶ。

○「誌上講座」

人事、労務、財務等、福祉施設の経営管理に求められるマネジメントの事例やポイントを発信する。

○「あんてな」、「DSWIスクエア」

本会事業(会議、研修会)や都道府県組織活動の情報を発信する。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業および地方組織の活動等について、ホームページを活用して発信する。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行する。日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、「リレーコラム」、その他時宜に合った情報提供を掲載する他、随時臨時号を発行し、研修等の案内周知にも活用する。

(4) ホームページの活用促進

掲載する情報の精査や追加等、ホームページの活用推進について追及する。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

会報「福祉施設士」にて、年間を通じて会員施設の取り組みを掲載する。また、「福祉施設士行動原則」に示した各姿勢・行動にかかる会員実践を収集・発信するとともに、調査研究事業を通じて、同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向についても把握し、会員実践の発信を強化する。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進に資するため、会員の取り組み状況および同原則の活用方法を把握し、会員間での共有をはかる。

(3) 福祉QC活動

以下の研修会等を行う。

①「第25回『福祉QC』入門講座」の開催 ※開催を中止しました。

開催期日：令和2年6月15日(月)～16日(火)

会場：全社協・会議室

定員：90名

内容：福祉QC活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ

②「第31回『福祉QC』全国発表大会」の開催

開催期日：令和2年11月30日(月)～12月1日(火)

会場：全社協・会議室

定員：150名(40サークルの発表を募集)

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかるQCサークル活動事例

③「福祉QC」を用いた活動実践の共有

「福祉QC」を用いた活動実践を収集し、会員間で共有することで、福祉QC活動の促進につなげる。

④改善(福祉QC)活動個別指導講座

関東甲信越静岡ブロックにおける開催を支援する。

(4) 社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度改革をはじめ、各分野の制度改正の動きに適宜対応する。

5. 組織体制と事業の見直し、および財務状況等の健全化にむけた取り組み推進

入会および会員の定着促進、都道府県組織の基盤強化、財務状況の再建など直面する課題の解消にむけた取り組みを行うとともに、組織体制や事業の見直しについて議論を進める。

(1) 組織体制・事業の見直し、財務状況の健全化

本会の組織体制や事業の見直しについて継続的に検討を進めるとともに、引き続き財務状況の健全化を図る。また、必要に応じて会費のあり方について検討を行う。

(2) 会員増に向けた取り組み

福祉施設長専門講座修了者に対して本会から入会の案内を行うとともに、都道府県組織を通しての加入促進を進める。

第44(令和元年度)講座修了者に対しては、研修会の開催案内等を送付し、研修機会の提供と加入促進を図る。第45期(令和2年度)講座受講者に対して、会報誌や研修会開催案内等を送付し、修了後の入会につながるよう情報提供に努める。

全社協・出版部と協力して書籍の会員割引販売を期間限定で実施する。

地域における福祉施設士資格認知の向上に向けて、会員名刺や会員施設表示板の普及に努める。

(3) 都道府県組織の支援

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布する。また、ブロックセミナー開催に対する助成および本会役員の派遣を行う。

都道府県組織から活動計画・予算ならびに活動報告・決算の提出を求めた上で、都道府県組織強化に向けた助成(会員あたり@1,000円)の実施について検討を行う(必要に応じて、補正予算にて対応)。

(4) 会務の運営

代議員会、理事会および各委員会を開催する。

また、全国社会福祉協議会の専門職員組織として、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会への委員としての参画を通じて、全社協事業へ参画する。

メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！

日本福祉施設士会では、「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を毎月1回(その月の1日)発行しています。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載しています。

アドレス登録・変更・解除は、本会ホームページから専用の登録ページに進んでいただくことで各会員が簡単にできるようになっています(40頁参照)。そこで、これまでのメールマガジンを掲載しますので、メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう。

メールマガジンの見本を掲載します

日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン No.34
2019.2.1

★経営・管理者としての「社会への姿勢」について

.....

もくじ

1) 今月のチェックリスト

：経営・管理者としての「社会への姿勢」をチェックしてみよう！

2) 時事／用語解説

：潜在的介護労働者を職場に就業(復帰)させるための方策

3) 会員リレーコラム

：兵庫県 舟橋 博さんです。

4) 学びの「一言」

5) 事務局よりお知らせ

*本号本文は約4,500文字です。

▼.....

1) 今月のチェックリスト

：経営・管理者としての「社会への姿勢」をチェックしてみよう！

社会からの評判を意識した経営を心掛けていますか？

行動③透明性を高め積極的な情報公開・提供を進めていますか？

行動④公益性にふさわしい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進めていますか？

※行動＝福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～より

【解説】

社会福祉法人も地域のなかの一構成員として、地域住民のためになる取組みを考える必要があります。そのためには、自法人の姿を「見える化」、すなわち地域住民の側から法人組織がどう見えているかを考え、法人側から地域の一員となるような発信をどのように行うべきか、職員の共有事項として捉え議論しておくこ

とも大事です。いずれにせよ、社会や地域と法人との関係を取り持つ継続的な「窓口担当」が必要です。その上で、歴史を重ねている社会福祉法人は、これまでの取組みに対する現状把握や見直しを行う、また、これから歴史を築き上げていこうとする法人や福祉を生業とする株式会社等は、社会や地域に対する姿勢をわかりやすく発信することが、地域住民への安全や安心をもたらします。そのように法人には、関係機関との組織的な連携や協働による地域での「建設的な幸せ」を構築するような取組みが期待されています。

社会福祉法人は、地域の一構成員として地域の仲間となる「覚悟を決めた宣言」をし、取組みを推進することが望まれます。



社会からの評判を意識した経営を心掛けていますか？

- ・良きにつけ悪しきにつけ、法人・施設への「評判」に耳を傾けることが大事で、評議員や役員等が一丸となって地域における課題についての実態把握に努めるべきです。そうしないと、地域ニーズと社会福祉法人の取組みがマッチせず、実効が上がらなくなるからです。
- ・もしも「あそこの法人ならできる」とか「あそこの施設にはできない」などという評判が聞こえてくるのならば、もっともっと実践を積み重ね、信用や信頼を勝ち得る努力をするべきでしょう。法人の強みを生かしながら継続的な努力をしていくためには、職員に対し、法人の「理念・基本方針」に沿った目標を掲げて、その浸透を図る。つまり、「法人としての社会への取組みの共有化」がなされているかどうか重要なポイントになります。そうして地域への取組みは、まず、「評判」をよくすることから始めましょう。



行動③透明性を高め積極的な情報公開・提供を進めていますか？

- ・ホームページ等の活用により、理念や基本方針、提供するサービス内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報を公開しますが、法人による、社会や地域の福祉向上への取組み状況についても公表しましょう。
- ・例えば、「福祉QC活動」や第三者評価受審内容や、苦情・相談体制とその内容について、どのように改善・対応しているかという状況についても、ホームページを活用し「見える化」を進めます。「透明性を高める」とは、法人のあるがままの事実を公表し、質の改善を図る時間の経過の状況を詳らかにしていくことで、第三者評価や利用者からの苦情受付状況、外部監査の状況も視野に入れ、ホームページ上で情報開示を図ることも必要でしょう。勇気をもって現状を発信するべきです。もちろん、広報誌やパンフレットでの情報開示も大事になります。



行動④公益性にふさわしい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進めていますか？

- ・「公益性にふさわしい組織体制の整備」とは、不特定多数の方、どのような方に対してもわかりやすく嘘偽りのない運営体制を目指すことであり、全職員・利用者はもちろん、地域や社会に向けて、いつでも開放されている組織体を目指す

すことであると言えます。

- ・そのためには、例えば、法人・施設の事務・経理・取引等に関するルールを明確にして職員等に周知したり、職務分掌と権限・責任の明確化や、必要に応じた外部監査・内部監査の実施状況等定期的に行い、いわゆる外部の専門家(客観性を保つ)によるチェックを行い、経営改善等を効果的・効率的に実施することが必要になります。
- ・小規模な法人において、施設の外部監査等の活用がなされていない場合には、外部の専門家との契約に基づいた相談・助言を必要に応じ得ることで、効果的・効率的な組織運営が適正に確保されていることを確認し、実情に即し、経営改善の取組みを行うことが大事になります。

「福祉施設士」が存在する法人・施設であれば、「ホームページ等」に、「福祉QC活動」や第三者評価受審による自己評価や改善事項、苦情による相談内容の改善事項等を記載する。そのような情報発信の取組みについて、改めて見直しを行ってみたいことを提案いたします。

(執筆：秋田県 村上 耕治 No.1730)

▼ 2) 時事／用語解説

：潜在的介護労働者を職場に就業(復帰)させるための方策

入管難民法改正案が成立し、5年目までに最大34万5,150人の受け入れを見込み、その具体的根幹に当たることは今後政省令で決めていくとのこと。人材確保と経済界は歓迎だが、今までの受け入れは、労働力不足解消中心で人権尊重の共生からは問題をはらんでいたとの実態がある。

新たに介護の人手不足対策の一つとして、外国人技能実習制度に介護職種が追加される。日常会話能力のあることがコミュニケーションの要件とされている。

標記のテーマについて、外国人の導入をも含めて介護福祉の基本にも立ち返って考えてみたい。

1. 介護福祉とは何か。そのあるべき姿、基本をまず考えてみたい。要介護度が同レベルで、同じような個別支援計画が作られている人でも、求められている幸せの内容は違っているのではないか。マニュアルだけでなく、利用者個々人のニーズに沿った提供が介護福祉のあるべき姿ではないか。介護従事者に「人間学」が求められている。
2. 福祉予算の増大は止まらぬ蛇口だろうか。デンマークでは、福祉は国内優良大企業で国家財政上大切な部分で使えばなく、所得税、間接税、利用者、サービス事業所から戻ってくる。国民は政治と行政への信頼が厚く、税で払った方が個人で貯蓄するよりも良いと考えている。
3. 食糧や労働力など国の基本となるものは、国内自給が原則ではないか。安易に国外依存すべきだろうか。デンマークでは、通信機器の普及で直接窓口来場者が減ったからと役所の窓口人員を減らし、郵便局の窓口をスーパー委託にしたりなど、労働力の再配分をして必要となっているところへ廻したりしている。日常会話能力だけでなく、文化、伝統、生活習慣等から人間理解にまで至る検

- 討が介護福祉分野では必要ではないか。
4. 介護福祉士養成校への進学希望者の啓発、進学のし易さ、奨励で増やそう。各地方自治体(県など)に働きながら学べる定時制のような養成校を増やしたい。四年制大学の養成校は、募集停止、撤退が目立ち、短大や専門学校は定員の40%程度など充足されていない。各種奨学金制度、就職する現場の各種処遇改善、研修システム、スーパービジョン体制などが求められている。
 5. 資格所有で就業していない人材の就業への対策の推進をより具体的に進めたい。
介護福祉士、社会福祉士などで介護福祉の職場を辞めている。就職しない人がたくさんいる。3K、重労働、低収入、生きがいがないなどからの解消、家庭生活との調和などを進めていきたい。
 6. 福祉機器などの導入による省力化、ボランティア、地域との共生の推進なども進めよう。
 7. まとめに代えて、人生の終末が幸せで充実していたと思って終わることを、みんなと真剣に考え合う時ではないか。我が会としてもより議論していきたい。

(執筆：新潟県 大澤 澄男 No.1030)

▼ 3) 会員リレーコラム

：兵庫県 舟橋 博さん(No.2124)

「仕事を通して得た、嬉しかったこと」

平成29年度より、あさひ保育園では高齢者とお食事をする「あさひランチ」を毎月1回開催しています。園児と共に昔遊びやゲームを楽しんだ後、みんなで仲良く季節にちなんだ昼食を共にしています。また、併設の児童館では、毎週1回の子ども食堂「あさひキッチン」を開催しています。ボランティアの方々による学習指導、宿題のアドバイス等の後、毎日夜遅くなるお父さんが多いご家庭で、小学生とお母さんが寂しく夕食を食べていた親子など数名で始まりましたが、やがてその下の保育園児さん、近所の一人暮らしの祖父母の方々などが、次々と児童館に集い、現在では50数名が集う楽しい一時となりました。丁度、体調不良学童の受入れのため、一部増築工事をした部屋も、増え続けるキッチンの受入れスペースとして活用が予定されています。

調理は、保育園の栄養士が時差出勤で児童館職員と共に担当し、季節感あふれる夕食が提供されるようになりました。神戸市のご紹介で「無農薬野菜栽培農家」の方が、2級品で良ければ……、と無料で野菜を提供して頂ける様になり、その方のご紹介で次々と農家が増えて、今では6軒の方々から毎週のキッチンに合わせてお野菜を頂けるようになりました。野菜嫌いの子ども達が、人参を丸ごと葉っぱまで何本も食べたり、好き嫌いも無くなり、親御さんも驚いておられます。みんなで食べるお食事はとてもおいしく、何杯もお変わりがされています。100円で申し訳ないと、いただいたお米を寄付して下さる方や、御礼に差し上げた子どもたちがついたお餅を喜び、次の週には「私たちはあまり食べないから……」と、また、農家からお米を頂いたり、神戸市西区という田園地帯を含む嬉しい地域の

繋がり、連鎖が続いています。

ああ、日本人はこんなに温かい心を持った人たちであった……、と善意の連鎖に感謝感激の毎日です。これからも、社会の現状を見て止むにやまれずに私財を全て法人に寄付をして社会福祉事業を始められた先人の尊い御精神を受け継いで、我が町「桜が丘」の憩いと安らぎの園(その)と館(やかた)であり続けたいと願う今日この頃です。

→次回は 三重県 山野 文照さん(No.1006)です。



4)学びの「一言」：地域連携のヒント

軽い「フットワーク」で新しい場所に一步足を踏み入れて顔見知りを増やし、合う都度、情報の共有化を図り、その人たちとの「ネットワーク」を作り、同じ目標に向かって活動することで「チームワーク」が生まれます。

by:「施設長実学講座(第5回)」より

…----- . —————

◇メールマガジンバックナンバーは以下で読めます。

<http://sv6.mgzn.jp/pub/mailList.php?cid=S604763>

◇周りの会員でアドレス未登録の方がいれば、登録を呼びかけてくださいますようご協力をお願いします。登録・解除・アドレス変更は以下からできます。

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/meruhaikun/index.html>

┌次回は2月1日発行

発行：全国社会福祉協議会

日本福祉施設士会 広報委員会

連絡先：z-sisetusi@shakyo.or.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2

電話 03-3581-7819

Fax 03-3581-7928

└DSWI

民間
春コース
秋コース
年2回募集

働きながら 社会福祉主事資格 を取りませんか？

CHECK POINT!

- *社会福祉に携わる人の基礎的な資格
- *1年間の通信教育
自宅学習による課題提出16科目+5日間の集合研修(授業)
- *学歴・経験不問

受講期間 1年間

募集時期 春コース：12～1月
秋コース：5～6月

詳しくはホームページをご覧ください。

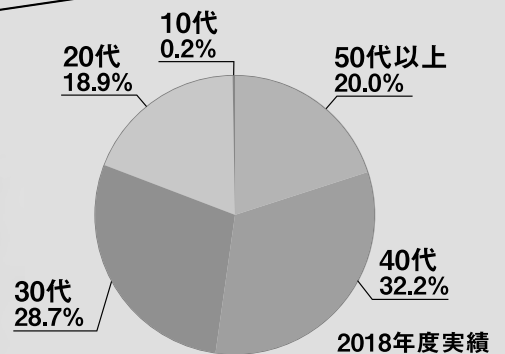
中央福祉学院

検索

社会福祉主事資格は
多くの民間社会福祉現場に
おいても職員の基礎的な
資格として位置づけられています。

はじめの
ONE STEP!
いっぽ

幅広い年代の方が
受講しています！



全国社会福祉協議会 中央福祉学院(ロフォス湘南)

【問合せ・申込先】 社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉主事係
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-4

☎046-858-1355



日本の社会福祉

礎を築いた人びと

蟻塚昌克著

制度が十分に整っていない時代、日本の社会福祉を築いた多くの先達たちの実践から、現代の福祉課題に向き合うポイントを学びます。



- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- B5判 ●200頁 ●2019年4月発行
- 定価 本体2,000円(税別)

現代につながる
福祉課題への
向き合い方“とは

制度が十分に整っていない時代、前例がない、法律がない、資金がないなどの多くの困難を突破して、制度の狭間であってサービスが届いていない人への支援に果敢に取り組み、日本の社会福祉を築いた多くの先達があります。先達たちの実践には、現代の福祉課題に向き合ううえでの多くの共通項があります。本書では、その実践の背景に何があったのか、取り組むうえでのポイントについて、48人の実践を通じて紹介します。社会福祉法人・福祉施設の経営管理者や、地域の福祉課題に取り組む業務を担当している方には、是非ご一読をいただきたい一冊です。

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030185		日本の社会福祉 礎を築いた人びと		冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -			
	フリガナ				
	お名前	幹	02000024	日本福祉施設士会	
	電話番号 () -	旋	倉庫	2・1	掛率
			得コード		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。
1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

福祉の職場の マナーガイド ブック 立石 貴子 著



マナーの基本を学ぶ！
福祉業界で働く方の必読本

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- A4判 ● 84頁 ● 2019年3月発行
- 定価 本体**1,000**円(税別)

利用者やその家族とのコミュニケーションを図るためにも、きちんとしたマナーを身に付けることから始めてみましょう。

本書は、はじめて社会人として福祉の仕事に就くことになった方がたのために、最初に身に付けてほしい仕事の基本や職場でのマナーをお伝えする本です。

施設・事業所における新入職員教育の教材として、最適な内容になっています。

【収録内容】 1. プロローグ 2. マナーの基本 3. 言葉遣い 4. 来客応対
5. 電話応対 6. 電子メールとファクシミリの基本 7. クレームや問い合わせの対応

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111

E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030184	福祉の職場のマナーガイドブック		冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ			
	お名前	幹 旋	02000024	日本福祉施設士会
	電話番号	() -	倉庫 得コード	2・1 掛率

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

もうお済みですか？

日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

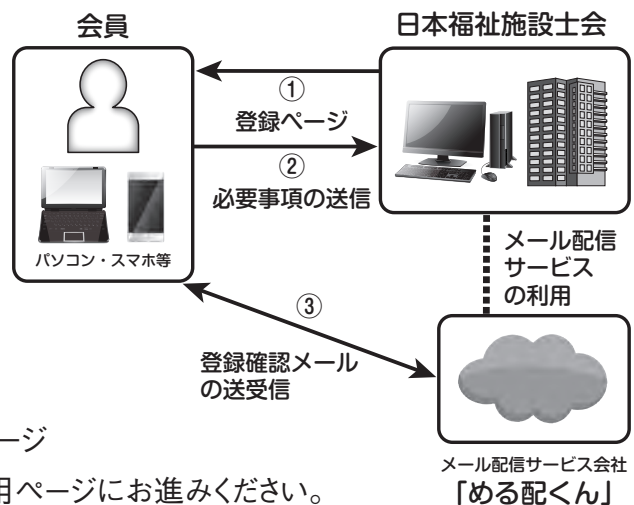
●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。

令和2年 4月～6月

[日本福祉施設士会行事予定]

4月7日現在

新型コロナウイルス感染症の拡大、政府による「緊急事態宣言」の発出を受け、4～6月に予定していた会議・研修会等は延期もしくは中止とすることとなりました。

日 程	予 定 事 業	対 応
5月13日(水)	事業監査会(東京都千代田区・全社協会議室)	延期
5月20日(水)	第1回理事会・第1回代議員会(東京都千代田区・全社協会議室)	延期
6月15日(月)～16日(火)	第25回「福祉QC」入門講座	中止

<ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

前号で、「現在、新型コロナウイルスによる肺炎が猛威を振るっています。うがい手洗い、マスク着用を励行することで、自らの生活を守りましょう。」と書きましたが、これほどの猛威となる予想をしていませんでした。私が子どもの頃から親しんでいたコメディアンが亡くなる中、皆様も皆様自身と周りの方を守ってください。終息する時は必ず来ます。今は我慢の時です。

福祉施設士 4月号

令和2年4月15日発行 通巻337号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 村上 耕治

広報委員会

村上 耕治(広報委員長)/稲葉 裕二/志賀 常盤/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/三津井 和夫/豊田 雅孝/山野 文照/
岩田 敏郎/高垣 千恵/松林 克典/木元 洋一郎/藤田 久雄

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ **Sowel CLUB**

会員数 **26.8**万人
(2018年度末現在)

福祉・介護職員の
福利厚生は
ソウェルクラブに
おまかせください

ソウェルクラブ(福利厚生センター)は…
社会福祉事業・介護保険事業に従事する方の福利厚生を全国で展開し、スケールメリットを活かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

01
加入
メリット

- 職員のリフレッシュやストレス解消
- 職員の就労意欲の向上
- 職員のチームワークの構築
など

02
掛金

職員1人当たり毎年度1万円
※非常勤職員向けに5千円コースも
ご用意しています。

03
ソウェルクラブの
10大
サービス

生活習慣病予防
健診費用助成金

4,120円助成

慶事のお祝い品
(結婚、出産、入学)

1万円または**5千円**の
商品券を贈呈

弔慰金

- ・会員死亡 **60万円**
(就業中の死亡は180万円)
- ・配偶者死亡 **10万円**

健康生活用品給付

毎年全会員に給付

永年勤続記念品

勤続5~30年(5年刻み)及び
35年以上の退職時に贈呈

資格取得

5千円相当の記念品

①各種講習会
②海外研修

①受講料・教材費無料
②参加費の**10万円補助**

ソウェルクラブ“クラブオフ”

ホテル、レジャー施設、飲食店など
7.5万件以上の優待サービスが利用可能

クラブ・サークル活動

1人あたり
1,000円助成

会員交流事業
(都道府県ごとの各種イベント)

割安な参加費

資料請求は
こちら

<法人・事業所のご担当者の皆さまへ>
ご希望の方には、ソウェルクラブのサービス内容をコンパクトに
まとめたパンフレットを送付いたしますので、お気軽に下記宛てにご連絡ください。



社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> 詳しくは **ソウェルクラブ** で **検索**
TEL ☎ **0120-292-711** または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階

